

第 20 回宮城県作業療法学会 演題募集要項

第 20 回宮城県作業療法学会の開催に際しまして、以下の通り一般演題・事例報告の募集をいたします。皆様のご応募をお待ちしております。

原則的には日本作業療法学会に準じておりますが、以下の点にご留意ください。

I. 応募資格

(1) (一社) 宮城県作業療法士会会員および他道府県の作業療法士会会員は、筆頭演者として演題応募資格があります。ただし、演題募集の締め切り時点において、入会時から 2018 年度までの会費（(一社) 日本作業療法士協会、士会両方）が納入されている必要があります。なお、他道府県の作業療法士会会員は、(一社) 宮城県作業療法士会会員ではないため、本学会では非会員の扱いになります。どうぞご了承ください。

(2) 作業療法士以外の職種の方は、学会長の承認を得て演題を応募することができます。

II. 応募受付期間

2019 年 8 月 21 日（水）から 2019 年 9 月 15 日（日）まで。ご応募をお待ちしております。

III. 応募形式

(1) 一般演題

・口述発表：発表 7 分、質疑応答 3 分

(2) 事例報告：発表 20 分、質疑応答 10 分

IV. 発表形式

(1) 口述発表、及び事例報告

すべて PC (Windows 版 Microsoft PowerPoint 2013) を用いて行います。持ち込みメディア形式は USB フラッシュメモリーの予定です。(トラブルに備えファイルのバックアップを CD-R 等でご持参下さい。)

V. 演題応募方法と受理

(1) 演題応募の送付先電子メールアドレスは以下のとおりです。

メールアドレス：hs-rehabili※kesenuma.miyagi.jp

(ご利用の際には、※を@に直してください)

(2) 演題応募の受理後、電子メールで確認のご連絡をいたします。3日以内に演題受理の連絡がない場合は、上記の電子メールアドレスまでお問い合わせください。

(3) 原則として、演題受理後の修正は受け付けませんので、ご了承ください。

VI. 演題論文の使用権について

演題論文の二次使用権・許諾権は、(一社)宮城県作業療法士会に帰属します。

VII. 演題内容に関わる倫理的事項について

(1) 対象者の同意について：下記の倫理的事項を遵守し、本文中に倫理的配慮について記載してください。特に対象者の同意についての記載は必須です。

(2) 最大限の倫理的配慮：研究の計画・実行・分析・演題作成等の過程において、個人の尊厳、人権の尊重等の倫理的配慮を十分に行い、各大学・病院等に倫理審査委員会がある場合は、審査を受けた旨を記載してください。

(3) 著作権等への配慮：他の著作物からの引用を行うときには、本文中に出典の著者と発行年数（フルネーム、西暦）を明記し、著作権を侵害しないように注意してください。

(4) 学会長の要請に対する協力：学会長から、演題内容に関する倫理的配慮を証明する文書の提出や説明を求める場合があります。その場合はご協力願います。

(5) 利益相反（COI）の申告：発表演題に関連して、企業や営利団体等から金銭等の提供を受けた場合や受ける予定がある場合には申告する必要があります。登録時に利益相反の有無を申告し、発表時に利益相反の有無を述べてください。

VIII. 応募演題の採択について

(1) 最終的な採否は以下の採択基準に従って、学会長と演題査読委員会の協議のもとに決定いたします。なお、採択された演題の取り消しはできません。

- 1) 演題内容に関わる倫理的事項が遵守されている。
- 2) 論文構成や表現などが適切である。
- 3) テーマや内容に創造性や独自性があり、作業療法の発展に貢献すると判断される。
- 4) 方法・器具等が具体的に記載されている。
- 5) 同一演題名で他学会等において発表されていない。
- 6) 本学会の「演題募集要項」が遵守されている。

(2) 採択結果の通知は、募集締め切り後の一ヶ月を目途に、学会側より発表日時を記入した電子メールにより筆頭演者連絡先宛に直接通知いたします。

IX. 演題採択基準

(1) 発表の質

発表は以下のように項目とその内容が構成的に記載されているか（以下は発表の構成例です。必ずしも構成例の通りに記載する必要はありません）。

- 1) 序論：発表の背景（先行研究の成果や残されている課題）、発表の重要性や必要性が述べられているか。
- 2) 目的：発表で何を明らかにするのか、具体的な方法が述べられているか。
- 3) 方法：対象と方法が具体的に述べられているか。方法は発表の目的に合致しているか。倫理手続きが述べられているか。
- 4) 結果：実践や介入の結果が示されているか。
- 5) 考察（結論）：得られた結果が論理的に説明されているか。発表の重要性や問題点、社会に果たす貢献などが述べられているか。

※事例報告や実践報告に関しては、項目を明確にして構成的に述べられているか。

(2) 専門性

- 1) 発表は作業療法の発展に貢献するか。発表の内容は作業療法と関連しているか。実践のレベルを高めたりするのに役立つ発表か。
- 2) 作業療法を発展させるユニークな発想や、オリジナルな視点（斬新さや革新性）はあるか。

(3) 抄録の記述

- 1) 抄録の体裁は、「発表の質」に示した項目から構造化され、序論、目的、方法、結果、考察（結論）が論理的に記載されているか。事例報告や実践報告については、項目を明確にして構成的に記載されているか。
- 2) 抄録は読みやすく記載されているか。

(4) 倫理的配慮

- 1) 発表は個人情報を保護し、対象者からインフォームド・コンセントを得て行われているか。また、当該機関の承認を得ているか。

(5) その他

- 1) 同一，または極めて類似した内容で他学会等において発表されていない。
- 2) 本学会の演題募集要項が遵守されている。

(6) 演題審査方法

「Ⅶ. 演題採択基準」に基づき，審査員の査読により「採択」，「修正後採択」，「不採択」の判断を行います。最終的な採否判定は，学会長が行います。

(7) 審査員コメント

審査の結果，「修正後採択」，「不採択」になる可能性があります。「修正後採択」の場合は，審査員からの修正理由に関するコメントが応募者に通知されます。「不採択」の場合は，審査員が今後の発表や抄録の改善に役立つコメントを記入します。コメントは応募者に通知されます。なお，コメントは学会長が修正することがあります。

X. 演題発表

演題発表を行うセッションは，学会実行委員会が決定いたします。